

地域経済の持続的発展と雇用の確保を図るため、県内で工場等を新增設し雇用を生み出す企業を応援します。

応援内容1：不動産取得税の免除

建物とその敷地(建築面積相当分)の不動産取得税が免除されます。

不動産取得税の課税免除を受けるための主な要件は、次のとおりです。

- 対象地域内(※1)で対象業種(※2)の直接事業の用に供する償却資産(建物及び機械設備等)の取得額が1億円以上であること
- 増加する雇用者数が中小企業者(※3)の場合5名以上、大企業者の場合10名以上であること
- 平成30年3月31日までに取得(※4)すること
- 県税条例第144条の2(企業立地促進法)(※5)に規定する課税免除の対象でないこと



応援内容2：信州ものづくり産業応援助成金の交付

最高 10億円(県外からの新規工場立地の場合)の助成金を受け取れます。

26年度
制度改正点



- ① 単独企業による設備投資に限定していた助成対象を、グループ企業(例：県外親企業+県内子会社)による共同出資も対象としました。
- ② 「アジアNO.1航空宇宙産業クラスター形成特区」内で要件(助成区分・助成要件)を満たした場合は助成率を1%加算します。

対象地域	対象業種	助成区分	助成要件(※7)		助成率	助成限度額
			生産設備の取得総額(※8)	新規常勤雇用者数		
信州ものづくり産業投資応援条例の対象地域(※1) ・ 地方公共団体等が造成した産業団地 ・ 工場適地 ・ 都市計画法に規定する工業系の用途地域 ・ 農村工業等導入地区 ・ その他知事特認地域	製造業	①県外からの新規工場の立地	25億円以上	200名以上	20%以内	10億円
			50億円以上	150名以上		
			25億円以上	150名以上	15%以内	
			50億円以上	100名以上		
	情報サービス業 自然科学研究所	②研究所の立地(新設・増設)	25億円以上	100名以上	10%以内	
			50億円以上	50名以上		
			3億円以上	5名以上	15%以内	6億円
			5億円以上	10名以上	5%以内 ~15%以内(※9)(※10)	5億円
		③新設(①、②に当てはまらない場合)	5億円以上	10名以上	5%以内 ~15%以内(※9)(※10)	5億円
		④増設(①、②に当てはまらない場合、中小企業者のみ)(※6)	5億円以上	10名以上	5%以内(※10)	5億円

- ・ 研究所の立地に伴い導入するリース設備(建物を除く)も対象となります。
- ・ 上記助成金のほか、経営状況の悪化等により県内事業所を廃止する企業から、設備及び従業員を引き継ぐ場合にも助成を行います。事業所の承継をお考えの場合は、お問い合わせください。
- ・ 信州ものづくり産業投資応援条例の対象期間が平成29年度末までなので、平成29年度中に改正を予定しています。

27年度
制度拡充点

信州ものづくり産業投資応援条例

Q：申請方法は？

A：(1)不動産取得税の免除

- ①【事業税申告書の提出期限まで】に、「課税免除認定申請書」を地方事務所商工観光課に提出
- ②【課税免除の承認を通知された日から30日以内】に、「課税免除申請書」を地方事務所税務課へ提出

(2)助成金の交付

- ①【生産設備の工事着手する日の30日前まで】に、「事業認定申請書」を知事あてに提出 → 事業認定
- ②【生産設備及び環境認証の取得等交付要件を全て満たした日から6ヶ月以内】に、「助成金交付申請書」を知事あてに提出 → 助成金の金額が決定

※1 対象地域とは、地方公共団体等が造成した産業団地等、工場適地、都市計画法に規定する工業系の用途地域、農村工業等導入地区、その他市町村長の申し出により知事が認める地域をいいます。

※2 課税免除の対象業種は、製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業、自然科学研究所、エンジニアリング業、機械修理業(電気機械器具修理業を含む)、総合リース業、機械器具賃貸業(産業用・事務用)、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業です。

※3 中小企業者とは、中小企業基本法に規定する中小企業者をいいます。

※4 建物については、期間内に土地を取得または借受けして1年以内に建設着手した場合であれば、平成30年3月31日以降の取得であっても対象となります。

※5 企業立地促進法は、平成29年度中に「地域未来投資促進法」に改正され、制度が変更となる見込みです。

※6 グループ企業による共同出資においては、大企業も対象となります。

※7 この他にも助成の要件がございますので、詳しくはウェブサイト「長野県産業立地ガイド」の優遇制度のページをご覧ください。

【ウェブサイト「長野県産業立地ガイド」<http://www.nagano-ritti-navi.jp/>】

※8 生産設備とは、土地を除く、建物又は機械等の設備である減価償却資産を言います。

※9 新規常勤雇用者数、産業分野、県内への経済波及効果に応じて助成率が加算されます。

※10 「アジアNO.1航空宇宙産業クラスター形成特区」内で要件を満たした場合は助成率を1%加算します。

なお、助成区分④(増設)に該当する場合には、助成率が6%となりますので、詳細についてはお問い合わせください。

◎ 既存建物の建替(既存生産設備の処分及び既存建物での生産活動の中止を含む)を伴う場合、新たに取得する生産設備の取得価額から既存設備の取得価額を控除した額等が助成要件を満たしている場合は助成の対象となり、助成対象経費も既存設備の取得価額を控除した額となります。

**この他にも、以下のような中小企業融資制度資金
や税制上の優遇措置があります！**

～地方創生推進資金(企業立地向け)のご案内～

対象地域	対象者	貸付利率	貸付用途	融資限度額	貸付期間 (据置期間)
<ul style="list-style-type: none"> ・県内地方公共団体が取得又は造成した工業団地 ・農村地域工業等導入促進法に規定する工業を導入すべき地区 ・都市計画法に規定する工業系の用途地域 ・その他知事特認地域等 	① 対象地域に製造、流通に係る施設の新設又は移転等を行おうとする者	年 1.4 %	設備	3億円	15年以内 (3年以内)
	② 対象地域の工場等に新たに設備導入を行おうとする者で、設備投資額が1千万円以上		設備	1億5,000万円	10年以内 (2年以内)
			運転	3,000万円	7年以内 (1年以内)
	③ ICT産業等立地助成金の事業認定を受け、当該事業に係る施設の新設又は移転等を行おうとする者		設備	3億円	15年以内 (3年以内)
	④ 県外にある本社機能の県内への移転を行うとする者		設備	1億5,000万円	10年以内 建物15年以内 (2年以内)
			運転	3,000万円	7年以内 (1年以内)

～税制上の優遇措置のご案内～

対象地域	過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定により公示された区域)
対象事業	製造の事業、農林水産物等販売の事業、旅館業(下宿営業及び店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く)
適用条件	生産設備等の取得価額が2,700万円を超えること
適用期間	平成31年3月31日まで
優遇措置	不動産取得税 建物とその敷地(建築面積相当分)について免除 ※土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内にその土地を敷地として建物の建設に着手した場合に限る
	事業税 法人事業税：生産設備等を事業の用に供した日の属する事業年度から3年以内に終了する事業年度まで、新增設部分にかかる税額を免除 個人事業税：生産設備等を事業の用に供した日の属する年から3年間、新增設部分にかかる税額を免除

地域振興局 問合せ先

- ◆佐久地域振興局
TEL:0267-63-3158
E-mail:sakuchi-shokan@pref.nagano.lg.jp
- ◆諏訪地域振興局
TEL:0266-57-2922
E-mail:suwachi-shokan@pref.nagano.lg.jp
- ◆南信州地域振興局
TEL:0265-53-0432
E-mail:minamichi-shokan@pref.nagano.lg.jp
- ◆松本地域振興局
TEL:0263-40-1933
E-mail:matsuchi-shokan@pref.nagano.lg.jp
- ◆長野地域振興局
TEL:026-234-9528
E-mail:nagachi-shokan@pref.nagano.lg.jp
- ◆上田地域振興局
TEL:0268-25-7141
E-mail:uedachi-shokan@pref.nagano.lg.jp
- ◆上伊那地域振興局
TEL:0265-76-6829
E-mail:kamichi-shokan@pref.nagano.lg.jp
- ◆木曾地域振興局
TEL:0264-25-2228
E-mail:kisochi-shokan@pref.nagano.lg.jp
- ◆北アルプス地域振興局
TEL:0261-23-6523
E-mail:kitachi-shokan@pref.nagano.lg.jp
- ◆北信地域振興局
TEL:0269-23-0219
E-mail:hokuchi-shokan@pref.nagano.lg.jp

県外事務所 問合せ先

- ◆長野県東京事務所
〒102-0093
千代田区平河町 2-6-3
都道府県会館 12 階
TEL:03-5212-9189
- ◆長野県名古屋事務所
〒460-0008
名古屋市中区栄 4-1-1 中日ビル 4 階
長野県名古屋観光情報センター内
TEL:052-251-1441
- ◆長野県大阪事務所
〒530-0001
大阪市北区梅田 1-3-1-800 大阪駅前第 1 ビル 8 階
長野県大阪観光情報センター内
TEL:06-6341-7006



**長野県の
ものづくり産業を応援します**
～信州ものづくり産業投資応援条例～



しあわせ信州

長野県 産業労働部

産業立地・経営支援課 次世代産業集積係

長野県産業立地ガイド <http://www.nagano-ritti-navi.jp/>

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

TEL: 026-235-7193 FAX: 026-235-7496

E-mail: ritti@pref.nagano.lg.jp